

## 決議第6号

### 閉会中の議員派遣について

本議会は地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和4年12月16日

南風原町議会議長 赤嶺奈津江

#### 記

次のとおり議員を派遣する。

#### 1. 町村議会副議長研修会

- (1) 日 時：令和5年1月30日（月）午後3時～
- (2) 場 所：沖縄県市町村自治会館
- (3) 派遣議員：副議長
- (4) 主 催：沖縄県町村議会議長会

#### 2. 新人議員研修会

- (1) 日 時：令和5年1月31日（火）午後1時30分～
- (2) 場 所：沖縄県市町村自治会館
- (3) 派遣議員：当選1回目の議員、その他希望される議員
- (4) 主 催：沖縄県町村議会議長会

#### 3. 町村議会議員・事務局職員研修会

- (1) 日 時：令和5年2月15日（水）
- (2) 場 所：パシフィックホテル沖縄
- (3) 派遣議員：議員全員
- (4) 主 催：沖縄県町村議会議長会

その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任する。